

令和8年度岡山市食品衛生監視指導計画（案）へのご意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 意見募集の概要

（1）募集期間

令和8年2月5日（木曜日）から令和8年3月6日（金曜日）

（2）閲覧場所

保健管理課、保健所衛生課、食肉衛生検査所、情報公開室、各区役所、各支所、各地域センター、岡山市ホームページ

（3）提出方法

ホームページの入力フォーム、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参

（4）意見提出先

保健管理課

2 意見募集の結果

（1）提出状況

4件

(2) ご意見の概要及び本市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>20年近く前の事です、まつりで出店される屋台で、いか焼きを口にし、それによる腹痛を友人と共に体験した苦い思い出があります。</p> <p>食中毒の怖さから以降、屋台は行かなくなりましたが、近年、我が家の子供達が屋台に行くのを見て、同じ思いをしてほしくないとの願いから、しっかりと検査が行き届いた露店であれば安心出来、由緒あるお祭りを守ってもらうためにも、安全な配慮が必要だと思ふ次第であります。</p> <p>他にも、コンビニエンスでのおでんが蓋がなく、日中お店に出ている事への心配もあります。</p> <p>美味しいのでつい買ってしまふチキン、添加物の記載はあるのでしょうか。</p> <p>そしてスーパーでも添加物の記載は裏を返さないと見えない、また文字が小さく見にくい、また添加物の安心度もわかりにくいなど、販売者優位の表示となっています。お肉にしても、お店によってテカリ方がなぜ違うのでしょうか。</p>	<p>露店(屋台)や自動車(いわゆるキッチンカー)による営業を行う場合、固定店舗と同様に営業許可が必要となり、その際には保健所による検査を実施しています。また、食品の取扱い不備等を発見した場合は、速やかに改善指導を行います。</p> <p>また、コンビニエンスストアを含めた量販店についても、適宜監視を行い、営業許可や食品の衛生的な取扱い等について確認をし、食品の取扱い不備等を発見した場合は、速やかに改善指導を行います。</p> <p>さらに食品表示においては、本計画の『IV 1 (3) 適正な食品表示の監視指導』に記載しておりますとおり、食品表示法に従った表示を行っているかの監視を引き続き実施します。</p> <p>本計画に沿って、今後も市民の皆様が安心して暮らしていただけるように、食の安全確保に努めてまいります。</p>

	<p>我が子や孫に与えたくなくなる様なものが売っているお店を探す方が大変な社会となっているのが実情です。そろそろ利益よりも人に優しいを表に出すことを目指して頂きたいと思う次第です。専門家の皆様どうぞお力をお貸しください。よろしくお願ひ申し上げます。</p>	
2	<p>中国製の飲食料品、中国産の野菜、果物はすべて禁止にすべき。何が使われているか不明なので、非常に危険。特に、子どもたちの給食等に使うものは禁止にすべきと考えます。食の安全を考えるなら、このことは早急にすべきと考えます。</p>	<p>我が国では、販売や営業上使用する食品等を輸入する際、食品衛生法に基づき厚生労働大臣に届出する必要があります。厚生労働省の各検疫所が当該届出を受け、これらの食品等の審査や検査を行っています。</p> <p>また、本市においても、輸入食品を含め市内に流通している食品について、本計画『別表2』に記載しておりますように、細菌、食品添加物、残留農薬、残留動物用医薬品等の検査を実施し、厚生労働省、消費者庁等の関係機関と連携し、不良食品の排除に努めています。</p> <p>引き続き輸入食品も含めた検査を実施するとともに、今後も、関係部署と連携し、食の安全確保に努めてまいります。</p>

3	<p>先日量販店で購入した商品に異物が入っていて苦情を伝えて1週間ほどで回答が有り返金の処置をしたが、他にもこの商品を購入したお客さんがいると思うが何にも告知をせずに販売を続けていた。また、ある業者の宅配弁当でも2回異物が入っていたが、1回目は納得出来ない回答で体裁を守ろうとする姿勢を感じた。2回目は調べてもらって回答と返金の対応でしたが、この宅配弁当の利用者には何にも告知のお知らせもしないで弁当を作り続けていて、業者の体裁を守ることをしていて食の安全、安心が何処かにいってしまったように感じる。</p>	<p>量販店については、適宜監視を行い、営業許可や食品の衛生的な取扱い等について確認をしています。また、食品衛生上の問題等が発生した際には、販売施設だけではなく、製造施設に対しても必要な指導や措置を行うとともに、必要に応じて製造所を所管する自治体とも連携を図りますので、お気づきのことがありましたら保健所までご相談ください。</p> <p>弁当製造業者に対しても、本計画『別表1』のとおり監視を行い、食品の取扱い不備等を発見した場合は、速やかに改善指導を行います。</p> <p>いただいた御意見を参考に、引き続き、食の安全確保に努めてまいります。</p>
4	<p>スーパーへの指導が不十分である。保健所職員に関しても通報しても監視、監督機能が弱い。とくに食品の保存温度が守られていない小売事業者が多く、要冷蔵商品や冷凍商品が常温で販売していることが散見される。2/22も過去に通報済みのスーパーで溶けた状態で販売されていた。事業者だけで改善がされないので、小売店に対し、厳しく是正をもとめるべき。</p>	<p>量販店(小売店)については、適宜監視を行い、営業許可の確認や適切な温度管理も含めた食品の衛生的な取扱い等について確認をし、食品の取扱い不備等を発見した場合は、速やかに改善指導を行います。</p> <p>いただいた御意見を参考に、引き続き、食の安全確保に努めてまいります。</p>